

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 西原村

西原村特定事業主行動計画は、西原村長、西原村議会議長、西原村教育委員会、西原村選挙管理委員会、西原村監査委員、西原村農業委員会連名で策定しており、人事管理を一体的に行っているため、合算した数値を記載している。

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.8%
全職員	70.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	94.5%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	96.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	91.5%
16～20年	107.0%
11～15年	87.2%
6～10年	108.3%
1～5年	98.5%

【説明欄】

職員の給与は、条例に定める給料表や手当額に基づき決定されており、制度上は男女の差異は生じない。

ただし、次の要因により男女の支給額に差異が生じている。

・「任期の定めのない常勤職員」の男女の給与の差異の要因としては、扶養手当及び住居手当の受給者に占める男性の割合が大きいこと等がある。

・「全職員」の男女の給与の差異は、女性のパートタイム会計年度任用職員の比率が高いことにより、差異が大きくなっている。

・2（1）役職懐旧別 本庁部局長・次長相当職及び本庁課長補佐相当職については該当なし

・一方の性別の職員がない場合、又は1名の項目については「—」と記載している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。